

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

1．趣旨

住民基本台帳ネットワークシステムにおける氏名や住所等の本人確認情報等（本人確認情報および附票本人確認情報）は、住民基本台帳法の規定に基づき、

法令で定める事務

条例で定める事務（独自利用事務）

等を行う場合に、利用することができ、本県では、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年滋賀県条例第 15 号。以下「住基条例」という。）において 独自利用事務を規定しているところ。

今般施行された、「住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令」（令和 6 年総務省令第 49 号。以下「省令」という。）（ ）において、住基条例で定める事務（ ）の一部が規定されたことに伴い、同条例の重複する規定を削除する一部改正を行おうとするもの。

省令に規定された重複事務（住基条例から削除する事務）

- 高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
- 高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務

2．施行期日

公布の日

議第 号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成 14 年滋賀県条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 15 項および第 16 項を削り、第 17 項を第 15 項とし、第 18 項を第 16 項とし、第 19 項を第 17 項とする。

別表第 2 教育委員会の項中第 3 号および第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（令和 6 年総務省令第 49 号）の施行に伴い、都道府県知事保存本人確認情報および都道府県知事保存附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報等」という。）を利用する事務として条例で定めるものならびに都道府県知事保存本人確認情報等の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものの一部を削除するため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 都道府県知事保存本人確認情報等を利用する事務として条例で定めるもののうち、次に掲げる事務を削除することとします。（別表第 1 関係）

ア 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金法」という。）第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金（就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

イ 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等（就学支援金法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

- (2) 都道府県知事保存本人確認情報等の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるもののうち、教育委員会に係る次に掲げる事務を削除することとします。（別表第 2 関係）

ア 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

イ 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新								
本則および付則 省略 別表第 1 (第 3 条関係) 1 から14まで 省略 <u>15 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。) 第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。) を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金(就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。) に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>16 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。) の生徒または学生の保護者等(就学支援金法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。) に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> 17から19まで 省略 別表第 2 (第 4 条関係) <table border="1" data-bbox="237 1141 1106 1327"> <tr> <td data-bbox="237 1141 492 1236">提供を受ける知事以外の執行機関</td><td data-bbox="497 1141 1106 1236">事務</td></tr> <tr> <td data-bbox="237 1240 492 1327">教育委員会</td><td data-bbox="497 1240 1106 1327">(1)および(2) 省略 (3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入</td></tr> </table>	提供を受ける知事以外の執行機関	事務	教育委員会	(1)および(2) 省略 (3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入	本則および付則 省略 別表第 1 (第 3 条関係) 1 から14まで 省略 (削除) (削除) 15から17まで 省略 別表第 2 (第 4 条関係) <table border="1" data-bbox="1133 1141 1993 1327"> <tr> <td data-bbox="1133 1141 1388 1236">提供を受ける知事以外の執行機関</td><td data-bbox="1393 1141 1993 1236">事務</td></tr> <tr> <td data-bbox="1133 1240 1388 1327">教育委員会</td><td data-bbox="1393 1240 1993 1327">(1)および(2) 省略 (削除)</td></tr> </table>	提供を受ける知事以外の執行機関	事務	教育委員会	(1)および(2) 省略 (削除)
提供を受ける知事以外の執行機関	事務								
教育委員会	(1)および(2) 省略 (3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入								
提供を受ける知事以外の執行機関	事務								
教育委員会	(1)および(2) 省略 (削除)								

<u>学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> (4) <u>国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> (5) 省略	(削除) (3) 省略
省略	省略